

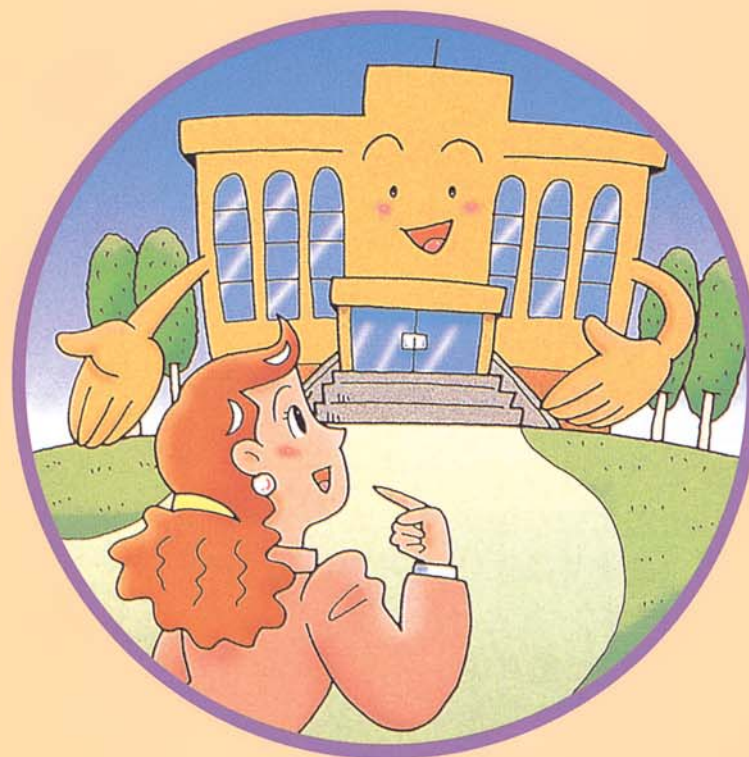
## ●●● 主な紛争の種類と裁判手続 ●●●

| 紛争の種類        | 支払督促 | 調停 | 訴訟 | 少額訴訟※ |
|--------------|------|----|----|-------|
| 貸金，立替金       | ○    | ○  | ○  | ○     |
| 売買代金         | ○    | ○  | ○  | ○     |
| 給料，報酬        | ○    | ○  | ○  | ○     |
| 請負代金，修理代金    | ○    | ○  | ○  | ○     |
| 家賃，地代の不払     | ○    | ○  | ○  | ○     |
| 敷金，保証金の返還    | ○    | ○  | ○  | ○     |
| 損害賠償（交通事故ほか） |      | ○  | ○  | ○     |
| 家賃，地代の改定     |      | ○  | ○  |       |
| 建物，部屋の明渡し    |      | ○  | ○  |       |
| 土地，建物の登記     |      | ○  | ○  |       |
| クレジット・サラ金問題  |      | ○  | ○  |       |

※60万円以下の金銭の支払を求める場合に限りです。

お問い合わせ先

初めて簡易裁判所を  
利用される方のために



## 調停は

話し合いで円満な解決を図る手続です。

調停は、裁判所の調停委員会のあつせんにより、紛争を話し合いで適切に解決しようという制度で、調停でまとまった内容は、判決と同様の効力があります。

調停では、金銭や土地・建物、交通事故、クレジット・サラ金に関する紛争などを取り扱います。

相手方との間に話し合いの可能性がある場合は、この手続によることが考えられます。



## 訴訟は

判決によって解決を図る手続です。

訴訟は、裁判官が、法廷で、双方の言い分を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって紛争の解決を図る手続です。

お互いの言い分が食い違い、話し合いによって解決することが難しい場合は、この手続によることが考えられます。



## 支払督促は

書類審査で行う迅速な手続です。

支払督促は、申立人の申立てに基づいて裁判所書記官が金銭の支払を命じる制度で、確定すると、判決と同様の効力が生じます。

相手方が、「お金がないので払えない。」とか「そのうちに払いますよ。」と言ってなかなかお金を支払ってくれないような場合は、この手続によることが考えられます。



### 紛争の発生

## 少額訴訟は

原則1回の審理で行う迅速な手続です。

少額訴訟は、訴訟のうち1回の期日で審理を終えて判決を言い渡すことを原則とする特別な手続で、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用できます。

紛争の内容があまり複雑ではなく、契約書などの証拠となる書類や証人をすぐに準備できる場合は、この手続によることが考えられます。

